

(組合会の議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
  - (2) 収入支出予算及び事業計画
  - (3) 収入支出決算及び事業報告
  - (4) 規約及び規程で定める事項
  - (5) その他重要な事項
- 2 理事長は、次のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
- (1) 議員の疾病、負傷
  - (2) 議員に係る災害又は交通途絶
  - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
- 3 理事長は、前項の議決を行った場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(附 則)

1. 第22条の規約を新設し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 第2項及び第3項を新設し、令和3年4月1日から施行する。